



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2021年2月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

在宅勤務手当などの課税、非課税

◆在宅勤務手当

在宅勤務に通常必要な費用の実費相当額を精算する実費精算の場合、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については非課税となります。

ただ、毎月 5,000 円といった一定額の支給（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの）の場合は、給与として課税する必要があります。

◆通信費

業務目的の通信料（基本使用料を除く）については非課税となります。業務のための通話を頻繁に行う従業員の基本料金、また、インターネット接続に関する通信料については、以下の算式があり算出された金額は非課税となります。

【算式】

$$\begin{array}{l} \text{業務のために} \\ \text{使用した基本使} \\ \text{用料や通信料等} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担した} \\ \text{1か月の基本使用} \\ \text{料や通信料等} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その従業員の} \\ \text{1か月の在宅勤務日数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{該当月の日数} \end{array}} \times \frac{1}{2}$$

◆電気料金

基本料金や電気使用料については、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があり以下の算式によって算出された金額は非課税となります。

【算式】

$$\begin{array}{l} \text{業務のため} \\ \text{に使用した} \\ \text{基本料金} \\ \text{電気使用料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担} \\ \text{した1か月の} \\ \text{基本料金や} \\ \text{電気使用料} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{業務のため} \\ \text{に使用した} \\ \text{部屋の床面積} \\ \text{自宅の床面積} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{その従業員の} \\ \text{1か月の} \\ \text{在宅勤務日数} \\ \text{該当月の日数} \end{array}} \times \frac{1}{2}$$

ご不明な点がございましたら当事務所までお問合せください。（山本 記）

